

## 事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理 事 長 石 井 裕

### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 天津小湊分遣所建設工事基本・実施設計業務委託
- (2) 業務場所 千葉県鴨川市内浦352番地8外
- (3) 業務概要 建築設計業務 一式  
※詳細は、仕様書、設計概要を参照すること。
- (4) 業務期間 契約日の翌日から平成31年3月20日まで（平成30年10月31日までに概算工事費算出のこと。）

### 2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成30年度において、本組合を構成する館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「構成市町」という。）のうちの1団体以上に入札参加資格を有する登録を受けた者で、本組合の構成市町内に本社・本店又は営業所等（代表者から入札参加資格の委任行為を受けている者）のある者。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (4) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 過去10年間に於いて、同種、同規模以上（鉄骨造平家建200㎡以上）の建築設計に係る契約を元請として受託し、完了した実績を有していること。
- (6) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行できる者であること。
- (7) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。

### 3 入札参加申請

本入札に参加を希望する者は、事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請

書」という。)を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ(以下「組合HP」という。)からダウンロードして使用するものとする。

組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

- (1) 提出期限 平成30年7月10日(火)午後5時まで(土・日曜日、祝祭日を除く)
- (2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参若しくはファクシミリにて提出すること。なお、ファクシミリにて提出した者は、入札当日に原本を提出すること。
- (3) 提出先 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
電話 0470(22)2902 FAX 0470(22)6562

#### 4 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 平成30年7月18日(水)午前10時00分
- (2) 入札場所 館山市北条420番地の4  
館山市地域メディアセンター2階会議室  
(安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局)

#### 5 仕様書等の入手及び入手期間

当該業務に係る仕様書等は、組合HPに掲載する。(<http://www.awakouiki.jp>)

- (1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。
- (2) 入手期間 公告日から平成30年7月10日(火)正午まで

#### 6 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、ファクシミリにて提出すること(様式は任意)。  
なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1) 提出期限 平成30年7月10日(火)正午まで
- (2) 提出先 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
電話 0470(22)2902 FAX 0470(22)6562
- (3) 回答 平成30年7月13日(金)正午までにファクシミリにて行う。

#### 7 現場説明会 実施予定なし。(現地案内図を参照)

#### 8 参加申請書・入札書・委任状・誓約書等の様式について

組合HPに掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。  
(<http://www.awakouiki.jp>)

#### 9 入札に関する注意事項

- (1) 入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。  
予定価格に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度入札を行うものとする。この場合の再度入札の回数は2回までとする。再度入札の結果、落札候補者がいない場合は、最低価格入札者と協議するか又は再度公告による入札を行うことがある。
- (2) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札保証金 免除

- (5) 最低制限価格 設定しない
- (6) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）  
（ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。）
- (7) 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 前払い及び部分払い 無
- (9) その他
  - ①入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
  - ②公正なる入札を行うことの誓約書を提出すること。
  - ③代理人をもって入札させる場合は委任状を提出すること。
  - ④参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ⑤提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。
  - ⑥入札等に記載する宛名については、次のとおりとすること。  
「安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 石井 裕」
  - ⑦その他入札に関しては別添入札約款による。

10 最低価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者（以下「落札候補者」という。）とする。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

12 入札参加資格確認について

落札候補者は、開札日の翌日までに、入札参加資格を満たしていることを証する書類を持参し、提出すること。

なお、入札参加資格の確認は、落札候補者から順に行い、当該資格を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定する。（落札候補者については、入札終了後に入札参加資格の審査を行うため、関係する書類の提出を求める。資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格における不備が生じた場合は、予定価格内の範囲内で、入札価格の低い順から資格審査を行い、資格を満たす入札者を落札者とする。）

- (1) 申請様式等は、組合HPに掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。（<http://www.awakouiki.jp>）
- (2) 提出期限 平成30年7月19日(木) 午後5時まで
- (3) 提出書類
  - ①事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
  - ②構成市町に提出した入札参加資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写し  
※平成30年度において有効なもので、構成市町の受付印のあるものに限る。
  - ③受託業務実績調書
  - ④契約書、資格証等の「2 入札参加資格」を満たすことがわかる書類の写し
- (4) 提出場所 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
電話 0470(22)2902
- (5) 提出方法 持参のみ
- (6) 提出部数 1部

13 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、平成30年7月25日(水)までに落札候補者に対し、ファクシミリにて通知する。

14 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、本組合財務規則を適用する。
- (2) 問い合わせ先は次のとおりとする。

< 契約手続き関連 >

安房郡市広域市町村圏事務組合庶務係

電話 0470-22-5633 (直通)

所在 〒294-0045 千葉県館山市北条420番地の4

< 仕様書関連 >

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課

電話 0470-22-2902 (直通)

所在 〒294-0045 千葉県館山市北条686番地1